

# お知らせ

令和5年6月8日

総務部 行財政改革局 税務課

## 自動車税種別割に係る口座振替不能事案等の発生について（最終報）

標記については、先般（5月16日（火））実施しました記者発表において、次のとおり回答していたところです。

- 自動車税種別割について、600件、621台に係る口座振替が不能となる事案が発生した。
- なお、最終的な件数、台数は調査、確認中。

この度、継続していた調査が完了し、最終的に612件、633台が確認されたのでお知らせします。

なお、既発表分と同様、発表後に判明した方（12件、12台）に対しても、県から一般の納税通知書による納付をお願いしました。

今回の事案を受けて、新たに自動車を取得した納税者の方と既存の口座情報を適切に統合する運用方法を整備し、今後の口座振替が適切に行われるよう再発防止に努めて参ります。

### 【問合せ先】

愛媛県 総務部 行財政改革局 税務課

TEL：089-912-2201（直通）

FAX：089-912-2199

E-mail：zeimu@pref.ehime.lg.jp